

調査票情報等の管理状況について

1 経緯

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、平成 23 年 3 月に「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（平成 23 年 3 月総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」（以下「ガイドライン」という。）を改正。
- 改正されたガイドラインでは、電磁的方法で記録する調査票情報及び一体として管理すべきドキュメント（データレイアウトフォームや符号表、それらの取扱要領や調査概要資料等）については、将来にわたって利用することとし、期限を定めずに保存し続ける必要があるとされた。

2 調査の概要

- 総務省政策統括官（統計基準担当）は、ガイドラインが施行された直後の平成 23 年 10 月に各府省における調査票情報等の管理状況について調査を実施。
- 調査対象は、各府省で実施している基幹統計調査（77 調査）、一般統計調査（326 調査）の計 403 調査（※）。

※ 本来 1 種類と整理される統計調査であっても、以下に該当する場合については、異なる統計調査として分離しているため、公表されている基幹統計調査数等とは異なったものとなっている。

- ・ 調査対象者の属性などにより、詳細に分割して実施している統計調査
- ・ 調査を行った年次によって、保存媒体が異なる調査。例えば、昭和 58 年度までは磁気テープ、昭和 59 年度以降は光ディスクで保管している場合など、調査票情報の保管場所がある年を境にして分けられている統計調査は、前後で区分した。
- ・ 複数府省で共管実施している統計調査であって、個々の府省でそれぞれ調査票情報及びドキュメントを保管している統計調査

3 調査結果の概要

- 調査票情報及びドキュメントについては、概ね電磁的記録により保管されている。また、実際に保存されている最も古い調査実施年度についてみると、平成 10 年度以降のものが多く、調査票自体については、保存期間が数年未滿のものがほとんどであり、長期保存はされていない。
- バックアップを実施していない統計調査は、基幹統計調査では 1 割未滿（5 調査：6.5%）であるが、一般統計調査では 3 割以上（120 調査：36.8%）ある。また、100% 実施している府省がある一方、30%に満たない府省もあるなど、府省間でばらつきがある。
- アクセスモニタリング^(注)を実施していない統計調査は、基幹統計調査で約半数（39 調査：50.6%）、一般統計調査では 6 割以上（210 調査：64.4%）となっている。また、100% 実施している府省がある一方、全く実施していない府省もあるなど、府省間でばらつきがある。

(注) 「アクセスモニタリング」とは、保存媒体の劣化等により保管しているデータの読み出しが困難となっていないか定期的に確認することをいう。

4 調査結果の詳細

(1) 調査票情報及びドキュメントの保管状況等

(基幹統計調査)

- ① 77 調査に関する調査票情報の全てにおいて、電磁的記録の状態での保管。なお、保存媒体の種類については、多くはサーバー又は光学ディスク（CD-ROM等）となっており、磁気テープやフロッピーディスクを用いているものは少数。
- ② ドキュメントのうちデータレイアウトフォーム及び符号表について、ほぼ全て（75 調査：97.4%）の調査で保管されており、更に電磁的記録として保管されているものが約9割（70 調査：90.4%）
- ③ ドキュメントのうち調査概要資料については、全ての統計調査で保管されているが、電磁的記録として保管されているものは約半分（38 調査：49.4%）。

図1 ドキュメント（データレイアウトフォーム等）の保管状況

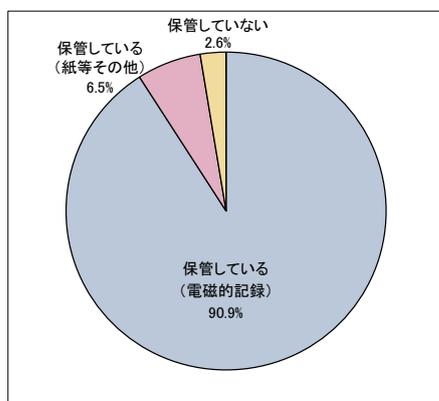
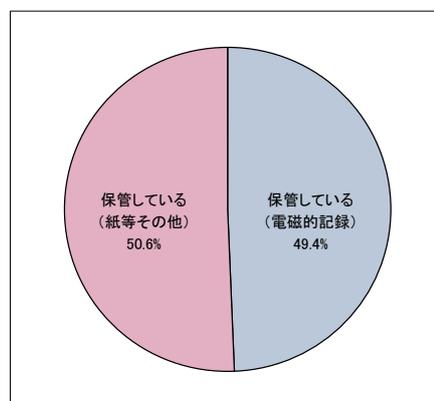


図2 ドキュメント（調査概要資料）の保管状況



(一般統計調査)

- ① 326 調査に関する調査票情報のうち、保管されているものが9割以上（309 調査：94.8%）であり、ほとんどが、電磁的記録として保管（304 調査（93.3%））。なお、電磁的記録の保存媒体の種類については、基幹統計調査と同様に、多くはサーバー又は光学ディスク（CD-ROM等）となっており、磁気テープやフロッピーディスクを用いているものは少数。
- ② ドキュメントのうちデータレイアウトフォーム及び符号表について、保管されているものが9割弱（286 調査：87.7%）であり、更に電磁的記録として保管されているものが8割弱（254 調査：77.9%）
- ③ ドキュメントのうち調査概要資料については、保管されているものが9割以上（308 調査：94.5%）であるが、電磁的記録として保管されているものは約6割（209 調査：64.1%）。

図3 調査票情報の保管状況

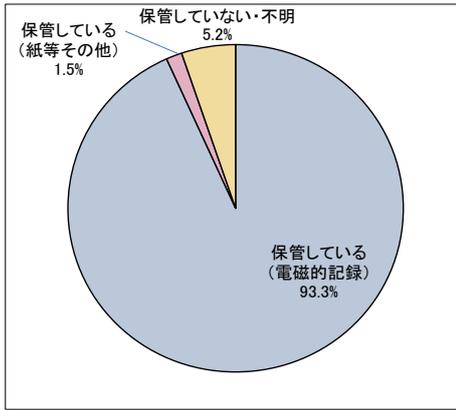


図4 ドキュメント(データレイアウトフォーム等)の保管状況

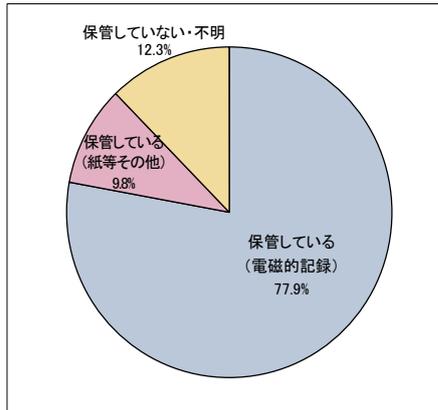
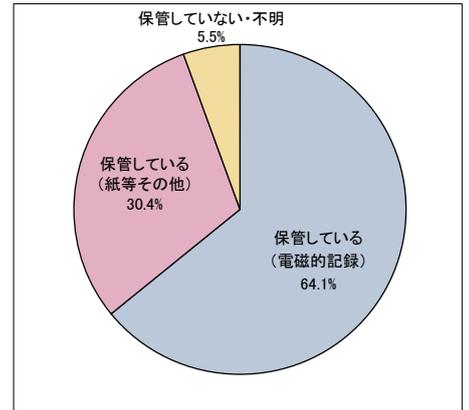


図5 ドキュメント(調査概要資料)の保管状況



(保存されている最も古い調査実施年度)

調査票情報について、実際に保存されている最も古い調査実施年度は表1のとおりであり、基幹統計調査については、平成10年度以降のもので半数弱(35調査:45.5%)を占めており、昭和49年度以前のもものは1割程度(10調査:13.0%)しかない。一般統計調査については、平成10年度以降のもので7割以上(242調査74.2%)を占めており、保存していないものなども若干(16調査:4.9%)見られた。

また、調査概要資料については、紙媒体のものも含めると調査票情報よりも古い調査実施年度のものが多い場合で保存されているが、調査票自体については、保管期間が数年以内のものがほとんどであり、長期保存はされていない。

なお、データレイアウト等については、概ね調査票情報と同じ時期から保存が実施されている。(①基幹統計調査 67調査:87.0%。②一般統計調査 255調査:78.2%)

表1 保存されている調査票情報の最も古い調査実施年度

①基幹統計調査

	平成20年度以降	平成19年度～平成10年度	平成9年度～平成元年度	昭和63年度～昭和50年度	昭和49年度以前	合計
統計調査数(割合)	6(7.8%)	29(37.7%)	9(11.7%)	23(29.9%)	10(13.0%)	77(100%)

②一般統計調査

	平成20年度以降	平成19年度～平成10年度	平成9年度～平成元年度	昭和63年度～昭和50年度	昭和49年度以前	保管していない・不明	合計
統計調査数(割合)	63(19.3%)	179(54.9%)	23(7.1%)	31(9.5%)	14(4.3%)	16(4.9%)	326(100%)

(2) バックアップの有無の状況

- ① 基幹統計調査 77 調査のうち、バックアップを実施していないものは5 調査（6.5%）。
- ② 一般統計調査 326 調査のうち、バックアップを実施していないものが3 割以上（120 調査：36.8%）（その他・不明の5 調査を含む。）。

図6 基幹統計調査におけるバックアップの有無

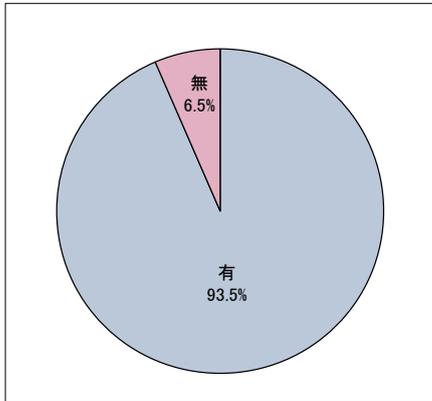
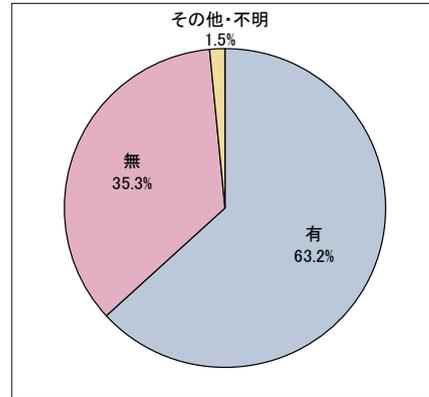


図7 一般統計調査におけるバックアップの有無



また、府省ごとの状況について見ると、基幹統計調査におけるバックアップの有無については大きな差異は見られなかったが、一般統計調査においては、100%実施している府省がある一方、30%に満たない府省も認められるなど、府省間でばらつきがある。

(3) アクセスモニタリングの実施状況

「アクセスモニタリング」とは、保存媒体の劣化等により保管しているデータの読み出しが困難となっていないか定期的に確認することをいう。

- ① 基幹統計調査 77 調査のうち、アクセスモニタリングを実施していない統計調査が約半数（39 調査：50.6%）。
- ② 一般統計調査 326 調査のうち、アクセスモニタリングを実施していない統計調査が6 割以上（210 調査：64.4%）（紙媒体で保管されているもの及び保管状況が不明なもの（22 調査）を含む。）。

図8 基幹統計調査におけるアクセスモニタリング

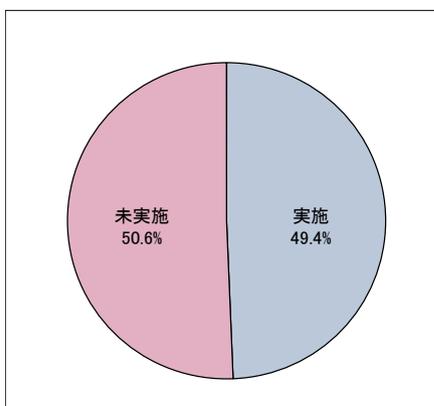
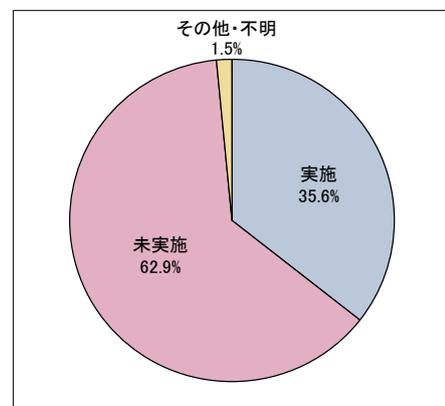


図9 一般統計調査におけるアクセスモニタリング



また、府省ごとの状況を見ると、100%実施している府省がある一方、全く実施していない府省も見受けられるなど、府省間でばらつきがある。

(参考)

調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン (抜粋)

(平成 21 年 2 月 6 日 総務省政策統括官 (統計基準担当) 決定、平成 24 年 12 月 25 日最終改正)

第 3 管理手段・保存期間

1 保存期間

調査票情報等の保存期間については公文書等の管理に関する法律施行令 (平成 22 年政令第 250 号) 第 8 条第 2 項に基づき定めることとし、次の整理によって決定するものとする。作業段階別における具体的な調査票情報等の種類及び保存期間は別表のとおりとする。

なお、管理する調査票情報等の保存期間及び分類については、調査実施者が公文書管理法第 10 条に基づき定めた行政文書管理規則 (以下「行政文書管理規則」という。) に基づき規定する保存期間及び分類と整合性を保つこととし、齟齬が生じないようにする。また、行政文書管理規則において保存期間及び分類が規定されていない場合については、行政文書管理規則に基づき任命された文書管理者が定める標準文書保存期間基準において定められた保存期間及び分類に準じることとし、その場合も以下の保存期間及び分類と齟齬が生じないようにする。

(1) 期限の定めなく保存し続ける必要のあるもの

将来にわたって利用するため電磁的方法で記録する調査票情報及びドキュメントの保存期間は、基幹統計調査において施行規則等を省令等に規定している場合はその保存期間とし、それ以外については「常用」又は「無期限」として保存し続ける必要がある。

(2) 保存期間を 1 年未満とするもの

1 年以上保管することを要しない中間生成物については保存期間を 1 年未満とする。

(3) 調査実施者において保存期間を必要に応じて定めるもの

(1) 及び (2) 以外であって、次に示す調査票情報等の具体的な保存期間については、基幹統計調査において施行規則等を省令等によって規定している場合はその保存期間とし、その他については事務及び事業の性質、内容等に応じて調査実施者において行政文書管理規則に基づき定めることとする。

- ・ 調査段階において作成・収集される調査票及びそれと一体で管理すべき調査関係書類
- ・ 集計段階において最終生成物を作成するまでに作成される中間生成物及びそれと一体で管理すべきドキュメント
- ・ 永年にわたり保管される調査票情報及びドキュメントと別に保管される副本
- ・ その他各段階において作成される行政文書であって、公文書管理法に基づき文書管理者がその保存期間を 1 年以上とした行政文書

別表 調査票情報等の分類及び保存期間

作業段階等	管理を要する調査票情報等	説明	統計調査の種別	保存期間
実査段階	調査票	記録媒体を問わない。	基幹 一般	調査規則で定めている期間 調査実施者において必要に応じて決定
	調査関連書類	調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするもの。	—	調査実施者において必要に応じて決定
集計段階	中間生成物	成果物を作成するために段階的に作成される行政文書であり、一年以上一定期間保存を求められる行政文書。	—	調査実施者において必要に応じて決定
	ドキュメント	中間生成物と一体で保管を求められるもの。データレイアウトフォーム、符号表、調査概要資料等。プログラム等公表された統計表を作成するために必要な仕様、電子計算機処理に必要な情報、また、それらの取扱要領等調査票情報の将来の利用に当たって必要となるもの。	—	調査実施者において必要に応じて決定
保存・提供段階	調査票情報（正本）	将来の利活用のために保管するもの。集計用個別データ等。電磁的方法により記録しているものに限る。	基幹 一般	調査規則で定めている期間（永年保存となるように対応） 「常用」又は「無期限」（保存期間については、文書管理者において設定する標準行政文書管理基準で「常用」又は「無期限」と整理し対応する。行政文書管理規則に調査票情報「常用」とする。）
	調査票情報（副本）	記録媒体を問わず副本として1年以上保管するもの。	—	調査実施者において必要に応じて決定
	ドキュメント（正本）	データレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。	—	「常用」又は「無期限」（保存期間については、文書管理者において設定する標準行政文書管理基準で「常用」又は「無期限」と整理し対応する。）
	ドキュメント（副本）	記録媒体を問わず副本として1年以上保管するもの。	—	調査実施者において必要に応じて決定
	匿名データ（正本）	電磁的方法により記録しているものに限る。	—	「常用」又は「無期限」（保存期間については、文書管理者において設定する標準行政文書管理基準で「常用」又は「無期限」と整理し対応する。）
	匿名データ（副本）	記録媒体を問わず副本として1年以上保管するもの。	—	調査実施者において必要に応じて決定
	各段階共通	中間生成物	各段階の成果物を作成するために一時的に保存し、1年未満に廃棄する行政文書であって、調査票情報を含むもの。	—
	※廃棄物	業務で発生する調査票情報を含む廃棄物。	—	—